

保健所長 殿

郵便番号

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

開設者

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名）

電話番号

診 療 所 開 設 許 可 申 請 書

次のとおり診療所を開設したいので、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の14第1項の規定により申請します。

ふりがな		
1	名 称	
2 開設 の 場 所	郵便番号	
	所在地	
	電話番号	
	F A X 番号	
3	診療を行おうとする 科目	
4	開設の目的	
5	維持の方法	

6 医師，歯科医師，薬剤師，看護師その他の従業員の定員						
従業員		定員		従業員		定員
医師		人		歯科医師		人
看護師		人		歯科衛生士		人
准看護師		人		歯科技工士		人
助産師		人		その他		人
看護補助者		人				人
薬剤師		人				人
診療放射線技師		人				人
事務員		人		計		人
7 敷地の面積 平方メートル及び平面図 別添のとおり						
8 敷地周囲の見取図 別添のとおり						
9 建物の構造概要及び平面図 別添のとおり						
建物名称		構造概要		用途		面積
						m ²
						m ²
						m ²
10 エックス線装置及び診療室の構造設備の概要						
開設時設置予定のエックス線装置	固定・携帯の別	用途 (注を参照)		製作者及び型式		
エックス線診療室	室面積	構造概要		操作室面積	暗室	
					室面積	設備
	m ²			m ²	m ²	
	m ²			m ²	m ²	
11 歯科技工室（歯科医業を行う診療所であって，歯科技工室を設けようとするとき）						
室面積		採光面積又は照明		防塵設備		その他必要な施設
m ²						
12 調剤所（調剤所を設ける場合）						
室面積	採光面積	外気開放面積	麻薬金庫の有無	冷暗所の面積構造	給水箇所	備付天秤，上皿天秤
m ²	m ²	m ²		造 m ²		感量10mg 台 感量500mg 台

13 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数		
種 別	室 数	病 床 数
一 般		
療 養		
計		
14 開設者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例（写しを添付）		
15 開設の予定年月		
16 管理者就任予定者	住 所	
	氏 名	
17 機械換気設備の換気系統の区分	感 染 症 病 室	
	結 核 病 室	
	病 理 細 菌 検 査 室	
18 診療用電気等危害の防止方法の概要		
19 火気使用場所の防火設備の概要		
20 消火用の機械器具の概要		
21 添付書類	① 開設者の履歴書 ② 開設者が法人である場合には、登記簿謄本又は登記事項証明書（新たに設立した医療法人で登記未了の場合には、設立認可書写し） ③ 開設者が法人である場合には、定款、寄附行為又は条例の写し ④ 当該診療所敷地の公図及び登記簿謄本又は登記事項証明書並びに現に当該診療所建物がある場合には建物の登記簿謄本又は登記事項証明書 ⑤ 敷地の平面図 ⑥ 敷地周囲の見取図 ⑦ 建物の平面図 ⑧ 当該診療所に係る土地又は建物が開設者の所有に係るもの以外の場合には、賃貸借契約書の写しその他の当該土地又は建物を使用する権限が開設者にあることを疎明する資料 ⑨ 建築基準法の規定による確認済証の写し ⑩ 各病室の概要（別記1） ⑪ 療養病床を設ける場合又は一般病床を10床以上設ける場合には、廊下の設置状況（別記2）及び階段の設置状況（別記3） ⑫ 飲料水水質検査成績書の写し又は使用飲料水が上水道又は簡易水道によるものである場合には、その旨を疎明する書類 ⑬ 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可書の写し	

(注) 1 平面図は、各室の用途を示し、各病室の病床数及び療養病床に係る病室、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室があるときは、これを明示すること。

2 平面図との突合に留意して記入すること。

3 診療所開設者が当該診療所を譲渡し、又は診療所開設者について相続若しくは合併があったときは、当該診療所の譲受者、相続人又は合併後の法人は、申請書中第7項から第11項までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

4 「10 エックス線装置及び診療室」の「用途」欄には、「直接撮影用エックス線装置」、

「断層撮影エックス線装置」，「C Tエックス線装置」，「胸部集検用間接撮影エックス線装置」，「口内法撮影用エックス線装置」，「歯科用パノラマ断層撮影装置」，「骨塩定量分析エックス線装置」，「乳房撮影用エックス線装置」，「透視用エックス線装置」，「治療用エックス線装置（近接照射治療装置）」，「治療用エックス線装置(近接照射治療装置以外)」，「輸血用血液照射エックス線装置」又は「その他」のいずれかを記入すること。「その他」の場合には，かっこ書きで用途を記入すること。